

## 「挑戦する中小企業応援パッケージ」の策定とその後

金融庁監督局総務課監督調査室 総括課長補佐

監督調整官

中小企業金融係長

調査企画第二係長

松井 正太

橋野 永

見砂 将之

長田 沙瑛花

2023年8月、経済産業省・金融庁・財務省から「挑戦する中小企業応援パッケージ」が発表されました。

2020年に始まった新型コロナの感染拡大から4年近くを経て、中小企業支援はいま新たなステージを迎えようとしています。本特集では、その現在地を探ります。 (編集部)

### 1 「挑戦する中小企業応援パッケージ」の策定

新型コロナが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある一方、物価高騰や人手不足等の影響により、依然として厳しい環境におかれた事業者が多く存在している。そうしたなか、足もとでは、これまで事業者の資金繰りを支えてきた民間金融機関によるゼロゼロ融資の返済が本格化しており、業績が回復していない事業者は、今後、過剰となった債務の返済が難しくなる可能性がある。

そのため、こうした事業者に対しては、金融機関による積極的な支援が求められるわけだが、その支援のあり方は、コロナ禍での緊急避難的な資金繰り支援から、事業者の実情に応じた経営改

善、事業再生、再チャレンジといった支援へと移行していく必要がある。

金融庁では、こうした金融機関の取組みを後押しするため、経済産業省・財務省と連名で「挑戦する中小企業応援パッケージ」(【図表1】)を2023年8月30日に公表した<sup>1</sup>。

本稿では、「挑戦する中小企業応援パッケージ」内の施策のうち、「経営改善フェーズ」(経営者保証改革の推進)、「事業再生フェーズ」(事業再生等ガイドラインの運用改善)、「再チャレンジフェーズ」(廃業時における経営者保証の取扱いの明確化)の各フェーズにおける金融庁等の主な施策について、概要と現在の進捗状況を解説する。

1 金融庁「挑戦する中小企業応援パッケージ」の公表について(2023年8月20日)〈<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230830.html>〉。

【図表1】「挑戦する中小企業応援パッケージ」の概要

挑戦する中小企業応援パッケージ		
2023年6月30日 経済産業省 金融庁 財務省		
<b>I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援</b>		
① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】 ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】 ③ 日本公庫等のスーパー低利融資を、金利引下げ幅は縮小（△0.9%→△0.5%）の上、延長【24年3月末まで】 ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】		
<b>II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化</b>		
● 挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、総合的な支援策を展開する。		
<b>経営改善・再生支援の体制整備</b>		
→ 関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）を設置。 → 官民金融機関による経営改善・再生支援の取組状況等をきめ細かくフォロー。		
<b>経営改善フェーズ</b>	<b>再生フェーズ</b>	<b>再チャレンジフェーズ</b>
① 信用保証協会による経営改善支援の強化 → 民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正。【2024年度】 ② 民間金融機関による経営改善支援の促進 → 「早期経営改善計画策定支援事業」（支援費用の2/3を補助）等について、100%保証先等に、民間金融機関も一定の条件で利用を認める。【2024年度】 ③ 経営者保証改革の促進 → 保証料上乗せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、 <b>時限的な保証料負担軽減策を検討</b> 。【2024年度】 → 金融機関が経営者保証を徴求する <b>手続に対する監督強化</b> など「経営者保証改革プログラム」の発行、事業成長担保権の創設。【2023年度法案提出を目指す】	① 商工中金の危機対応融資先への支援強化 → 危機対応融資を活用した事業者に対して、 <b>DES（債務の株式化）による再生支援を可能とする</b> 。【2023年10月】 ② 事業再生ガイドラインの運用改善等 → 第三者支援専門家補佐人の <b>選定要件</b> （対象債権者の全員同意）の緩和の検討等。 → ガイドラインの活用事例の公表。【2023年10月】 ③ コロナ資本性劣後ローンの運用明確化 → 私的整理時であっても <b>一定の場合</b> （例：民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化している場合）には、 <b>劣後化されることがあり得ることを明確化</b> 。【2023年10月】	① 中小企業活性化協議会の体制強化 → 円滑な再チャレンジを支援するため、協議会の <b>弁護士数を倍増開始</b> （26名→50名）。【2023年度】 ② 廃業時の取扱いの明確化 → 廃業手続の早期着手により、 <b>手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化</b> （「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の改定の検討）。 → 保証人の自己破産回避に向けた好事例の公表。【2023年】 ③ 求償権消滅保証の運用改善 → 金融取引を正常化させる <b>求償権消滅保証の利用時の計画の対象に、「経営改善計画策定支援事業」による計画も含める</b> 。【2023年10月】

## 2 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

### (1) 経営改善フェーズへの対応

#### ア 経営者保証ガイドライン

2013年12月に公表された経営者保証ガイドラインでは、金融機関が経営者と保証契約を締結する際に、債権者や債務者、保証人に求められる対応が記載されている。

経営者保証ガイドラインでは、債務者が経営者保証なしで資金調達を希望する場合には、①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離している、②法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断できる、③法人から適時適切に財務情報等が提供されている、といった要件が求められる。つまり、経営者保証を外すためには、要件①～③

のような、事業者による経営改善に向けた積極的な取組みも期待されている。

#### イ 「経営者保証改革プログラム」の策定背景と公表

経営者保証ガイドラインが運用開始されてから9年が経過したが、依然として、金融機関から経営者保証ガイドラインの説明を受けていないといった事業者の声も多い（【図表2】）。この背景には、保証徴求時に金融機関による事業者・保証人への説明が十分ではなかったケースも存在していると考えており、金融庁としてはこうした状況を改善する必要性を認識した。

こうした課題の解決のため、2022年12月、金融庁は、「経営者保証改革プログラム」（以下「プログラム」という。【図表3】）を策定・公表した<sup>2</sup>。金融庁はプログラムに基づき「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」などを改正し<sup>3</sup>（2023年4月適用開始）、金融機関が個人保証を徴求する際

には、事業者等に対し、どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容を説明するとともに、その結果等を記録することを求め、金融機関が個人保証を徴求する際の手続を厳格化した。

これにより、なぜ経営者保証を徴求されているのか認識していなかった事業者等は、現在の経営状況に照らし、金融機関が不十分と判断している項目について認識できるようになった。金融機関には、経営者保証を解除するために必要な要件について事業者等と認識を共有し、その課題解決や経営改善に向けた支援をしっかりと行ってもらいたいと思っている。

#### ウ 「経営者保証改革プログラム」の実行と進捗状況

監督指針の適用開始に併せて金融庁に設置した「経営者保証ホットライン」<sup>4</sup>には、「保証契約締結時に、保証の必要性等について具体的な説明がなかった」といった事業者等の声が複数寄せられており、監督指針改正の趣旨が営業現場まで浸透していない事例も見られる。そのため、2023年10月から11月にかけて、各金融業界団体に対し、現場の営業店職員を含め、監督指針に沿った運用がなされるよう、改めて要請した<sup>5</sup>。

また、金融庁としては、改正した監督指針に基づく対応が金融機関に定着し、「無保証融資件数」と「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」の合計が100%となることを目指しており、足もとでは、監督指針改正後の実績として、2023年上期（4月～9月）の「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」等と併せて、2023年12月に公表した<sup>6</sup>。

今後、プログラムの実行を推進するため、①引き続き金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説

明した件数の把握、②金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等の把握、③「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者等からの声などを踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングの実施を考えており、金融機関が企業の事業性を評価し、経営者保証に安易に依存しない融資慣行を確立していくことで、中小企業・小規模事業者の持続的な成長を後押ししていきたい。

#### (2) 再生フェーズへの対応

##### ア 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」

2022年3月、「中小企業の事業再生等に関する研究会」<sup>7</sup>において、債務者である中小企業者と債権者である金融機関等がお互いの立場をよく理解し、共通の認識のもとで、一体となって事業再生等に向けた取組みを進めていくための指針として、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「事業再生等ガイドライン」という。）が取りまとめられた。事業再生等ガイドラインは、中小企業者の「平時」や「有事」の各段階において、中小企業者・金融機関のそれぞれが果たすべき役割を明確化し、事業再生等に関する基本的な考え方を示すとともに、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続である「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を定めている。

##### イ 事業再生等ガイドラインの運用改善

足もとでは、中小企業活性化協議会や事業再生等ガイドラインなど、中小企業が活用可能なさまざまな私的整理に基づく事業再生の枠組みが整備されてきた。一方、事業再生等ガイドラインによる私的整理手続に関与する第三者支援専門家<sup>8</sup>が東京・大阪に集中し、ゼロ人となっている県が存

2 金融庁「経営者保証改革プログラムの策定について」（2022年12月23日）。

3 中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について整理した指針。

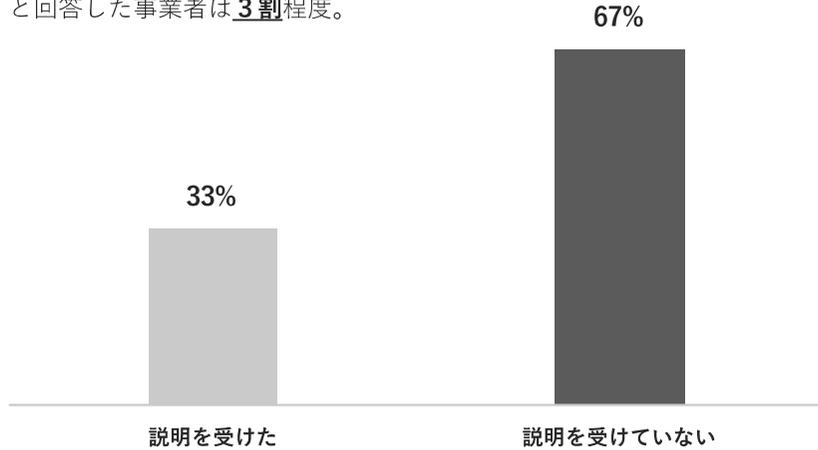
4 金融庁「経営者保証ホットラインの開設について」（2023年4月3日）。

5 金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点（令和5年10月、11月）」。

6 金融庁「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について」（2023年12月）。

7 座長：小林信明（長島・大野・常松法律事務所弁護士）、事務局：一般社団法人全国銀行協会。

【図表2】金融機関からの経営者保証ガイドラインの説明状況  
 金融機関からガイドラインの説明を受けた  
 と回答した事業者は**3割**程度。



(表注) 「経営者保証に関するガイドライン」周知・普及事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）事業報告書（2020年度）より作成。対象は経営者保証を提供している者のみ（n=3,823）。  
 (出所) 中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会（第3回）」（2022年4月19日）配布資料を再編加工。

### 【図表3】「経営者保証改革プログラム」の概要 経営者保証改革プログラムにおける金融庁の取組み

- 監督指針の改正を行い、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上**させる。
- また、「**経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針**」の作成、公表の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

#### (1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

主な施策	内容
①	金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、 <b>事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。</b> 【23年4月～】 > どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか > どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
②	①の結果等を記録した <b>件数を金融庁に報告することを求める。</b> 【23年9月期 実績報告分より】 (※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。
③	金融庁に <b>経営者保証専用相談窓口</b> を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
④	状況に応じて、 <b>金融機関に対して特別ヒアリングを実施。</b>

#### (2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

主な施策	内容
①	金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための <b>取組方針</b> 」を経営トップを交え検討・作成し、 <b>公表するよう金融担当大臣より要請。</b>
②	地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、 <b>金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。</b> 【23年1月～】
③	金融機関の有効な取組みを取りまとめた「 <b>組織的事例集</b> 」の更なる拡充及び横展開を実施。

【図表 4】 都道府県別の第三者支援専門家等の登録状況

	協議会弁護士SM	第三者支援専門家		協議会弁護士SM	第三者支援専門家		協議会弁護士SM	第三者支援専門家
北海道	1	3	山梨県	0	0	岡山県	1	3
青森県	0	1	静岡県	0	2	広島県	2	1
岩手県	0	0	愛知県	2	6	山口県	0	0
宮城県	1	0	岐阜県	0	1	徳島県	0	1
秋田県	0	0	三重県	1	0	香川県	1	1
山形県	0	0	富山県	0	1	愛媛県	1	1
福島県	0	0	石川県	0	1	高知県	0	1
茨城県	0	1	福井県	0	0	福岡県	2	6
栃木県	0	0	滋賀県	0	1	佐賀県	0	0
群馬県	1	1	京都府	1	7	長崎県	0	1
埼玉県	0	0	奈良県	1	1	熊本県	0	0
千葉県	1	3	大阪府	3	27	大分県	0	1
東京都	3	125	兵庫県	1	5	宮崎県	0	1
神奈川県	0	5	和歌山県	0	1	鹿児島県	0	0
新潟県	1	1	鳥取県	0	1	沖縄県	1	0
長野県	0	2	島根県	0	2	合計	25	215

(表注) 中小企業活性化協議会における弁護士サブマネージャー（弁護士SM）は2023年8月時点、第三者支援専門家は2023年3月末時点。

(出所) 中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会（第11回）」（2023年10月26日）より抜粋。

在するなど、多くの地域においては、私的整理の事業再生案件に従事した経験のある専門家（弁護士、公認会計士等）が少ない状況である（【図表 4】）。そのため、ゼロゼロ融資の返済本格化を迎えるなか、雇用やサプライチェーン、生活インフラの面で地域にとって必要不可欠であり、事業再生によって存続可能であった事業者であっても、当地に専門家が不在であることにより、法的整理による廃業を選択せざるを得ない事業者が、今後増加する懸念がある。それらを防ぐためには、地域における専門家の育成・連携を通じて、特に私的整理における事業再生案件の処理能力を向上させ、事業者の実情に応じた支援を先延ばしすることなく実施していくことが必要である。

その対応策のひとつとして、「中小企業の事業

再生等に関する研究会」では、第三者支援専門家補佐人<sup>9</sup>について選任要件を緩和するなど、事業再生等ガイドラインの改定を検討しているところである。

また、金融庁においては、今後、地方における事業再生に関心のある専門人材を発掘するとともに、金融機関と専門家、首都圏と地方の専門家の連携強化等を目指すイベントを全国各地で開催予定である。

こうした取組みを通じて、地方でも事業再生に関与する専門家が増え、金融機関において、事業再生等ガイドライン等を活用した私的整理による事業再生が広く行われ、地域の経済や雇用の維持、事業者の事業継続等にいっそう貢献していくことを期待している。

8 事業再生等ガイドラインの利用を検討する場合、第三者である支援専門家（弁護士、公認会計士等の専門家）の候補者を中小企業活性化全国本部及び一般社団法人事業再生実務家協会において公表するリストより選定する。

9 第三者支援専門家を補佐する専門家（以下、補佐人という）。補佐人を必要回数、経験することにより、第三者支援専門家として認定を受けることができる（事業再生等ガイドラインQ&A31）。

### ウ 事業再生等ガイドラインの事例集公表

事業再生等ガイドラインの適用開始から1年以上が経過するなか、金融庁では、事業再生等ガイドラインのさらなる活用促進に向け、2022年度に民間金融機関が事業再生等ガイドラインを活用した事例を収集し、その概要を取りまとめて2023年10月に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」を公表した<sup>10</sup>。

事例集の公表に併せ、活用実績についても公表しており、2022年度は、官民金融機関において、再生型（債務減免あり）が11件、同（債務減免なし）が8件、廃業型が9件の計28件の事業再生計画・弁済計画の合意が行われたことを確認した。事業再生等ガイドラインでは「再生型」に加え、円滑な廃業に対応するための手続として、準則型私的整理では初めてとなる「廃業型」が措置されているが、公表初年度から有効に活用されていることが確認できた。

ここではすべての事例について紹介することはできないが、「コロナ影響が色濃く、事業継続をしてもいずれ資金ショートすることが明らかであったことから、手元資金に余裕があるうちに廃業型で手続きを開始したものの、取引先からスポンサー就任の打診を受け、再生型に切り替えて対応した案件」（【図表5】）など、早期に手続に着手したことで、事業や雇用の継続が図られ、地域経済への影響を回避できた事例も掲載されている。ぜひご一読いただきたい。

#### (3) 再チャレンジフェーズへの対応

##### ア 「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方

経営者保証については、前記(1)の「経営改善フェーズへの対応」でも記載した金融庁の監督強化による効果もあり、金融機関が新たに経営者保証を徴求する融資の割合は着実に減少している。

一方、民間調査会社の、破産した会社の約7割で経営者も個人破産をしているといったデータが示すとおり<sup>11</sup>、保証人が保証債務を履行する際の対応には多くの課題が残されている。

こうしたなか、2023年3月に「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）が示されたわけだが、その後も、金融機関や弁護士、事業者等に対して、金融庁が行った保証人の保証債務整理に関するヒアリングでは、以下のような声が聞かれた。

**【金融機関】** 企業が破産をする場合には金融機関へ特段相談もなく手続に入るため、受任通知を受け取った時に初めて知るケースが多い。そのため、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理について事業者と検討を行うことが難しく、手遅れになってしまう。

**【弁護士】** 窮境に陥った企業は、金融債権者のみならず、消費者ローンといった固有債権者が多数含まれることがあり、全員同意というハードルから経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理を行うことが難しいケースが多い。

**【事業者】** 経営者保証ガイドラインに基づき保証債務整理手続を行った際に、(i)信用情報機関に登録されないこと、(ii)早期に廃業手続を行った際に一定の要件<sup>12</sup>を充たすことでより多くの資産を手元に残せる可能性があること、といったメリットをそもそも知らない。

これらに共通しているのが、事業が毀損して窮境に陥る前の早い段階で、事業者が廃業等の決断を行い、金融機関や弁護士等の支援専門家に相談を行っていれば、円滑な廃業に向けて取り得る選

10 金融庁「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」の公表について（2023年10月17日）。

11 東京商工リサーチ「破産会社の7割で、社長個人も破産へ〈TSRデータインサイト〉」（2021年8月16日）。

12 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断について、主たる債務者の事業再生の実効性の向上等に資するものとして、対象債権者としても一定の経済合理性が認められる場合には、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を当該経営者たる保証人の残存資産に含めることを検討する（経営者保証ガイドライン7③）。

択肢が増え、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理などの対応が可能であったかもしれないということである。

このような背景も踏まえ、政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（2023年6月16日）では、「企業経営者が、事業不振の際に、M&A・事業再構築・事業承継・廃業等の幅広い選択肢について、早い段階から専門家に相談できる体制を、全国にある中小企業支援実施機関の体制整備も含めて、構築するとともに、企業経営者への早期相談の重要性について周知徹底を行う」こととされた。

### イ 基本的考え方の改定等

「経営者保証に関するガイドライン研究会」<sup>13</sup>はこれら課題への対応として、廃業時における保証債務整理の取扱いを明確化するため、基本的考え方の改定を行い、2023年11月22日に公表した<sup>14</sup>。具体的には企業経営者に退出希望がある場合の早期相談の重要性について、いっそうの周知を行っていく観点から、廃業手続に早期に着手することが、保証人の残存資産の増加に資する可能性があることなどを明確化する内容となっている。

金融庁としては、改定された基本的考え方について関係者に広く周知を図ることが重要と考えており、保証債務整理手続に携わる弁護士へ周知を行う観点から、日本弁護士連合会に対し、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理のさらなる周知・浸透に関する要請文を発出したところである<sup>15</sup>。

また、経営者に対しても、早期相談の重要性等を周知していくため、保証債務整理に関するパンフレットを作成し、公表した<sup>16</sup>。

加えて、法人が破産等した際に、保証人が経営者保証ガイドラインを利用した保証債務整理を行ったことで自己破産を回避できた好事例につい

ても公表を予定している。

こういった取組みを通じて、事業者や保証人のみならず、主たる債権者である金融機関や支援専門家に、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の実務が浸透することで、退出希望がある事業者の早期相談が促され、法人が破産した場合の個人破産回避の一助となることを期待している。



コロナ禍で業況が悪化し、過剰債務を抱えることになった事業者をいかにして支援していくか——これは多くの金融機関が直面している課題である。本稿では、事業再生等ガイドラインの活用促進や早期の事業再生の妨げとなる経営者保証の課題解決に向けた金融庁等の施策を紹介した。事業再生に関わる金融機関等の読者におかれては、こうした施策も参考にしつつ、引き続き、事業者の事業再生・再チャレンジ支援等に組み込んでいただければ幸いである。

13 座長：小林信明（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）、事務局：日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会。

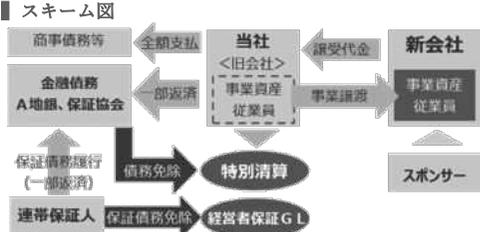
14 「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方の改定について」（2023年11月22日）。

15 金融庁・中小企業庁「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の更なる周知・浸透について」（2023年12月13日）。

16 金融庁「「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理に関する経営者向けパンフレットの作成について」（2023年12月13日）。

【図表5】事業再生等ガイドラインで廃業型から再生型に移行した事例（事例集・Case 2）

Case 2	第二会社方式による事業再生支援		再生型	債務減免あり	廃業型
			債務減免なし		
<b>会社概要</b>					
業種	自動車部品製造業	従業員数	10名		
支援手法	第二会社方式（スポンサー型）				
取引金融機関	地域銀行				
<b>借入金の状況</b>					
借入金額	540百万円（うち信用保証協会 300百万円）				
借入内訳	A地域銀行 540百万円（同、300百万円）				
<b>経営者保証の状況</b>					
保証の状況：保証人2名（代表者、代表者妻）は全ての借入に対し、経営者保証を提供。					
資産の状況：現預金12百万円、不動産45百万円、その他の資産8百万円、計65百万円（うち、44百万円は担保提供）					
<b>窮境要因</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ影響や半導体不足の影響から大幅減収。各種制度融資等を利用して対応してきたものの、採算確保のため主要取引先へ価格交渉を行うも不調に終わり、結果として同社との取引が終了。</li> <li>その結果、大幅な減収となり、自力での事業継続が見通せない状況に陥った。</li> </ul>					
<b>ガイドライン活用の経緯</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサーの選定において複数社に打診するもいずれも不調に終わったことから、このまま事業継続をしてもいずれ資金ショートすることが明らかであったため、手元資金があるうちにガイドライン（廃業型）の利用を検討。</li> <li>廃業手続きを進める中、取引先よりスポンサー就任の打診があったことから、<b>廃業型から再生型へ切り替える方針となり、再生型に着手。</b></li> </ul>					
					
<b>クロージングまでのスケジュール</b>					
2022年2月～5月上旬	スポンサー選定を開始。候補先の複数社に打診するも、既存売上高が激減していることなどから、いずれも不調に終わる。				
2022年5月	ガイドラインの廃業型での活用を検討開始				
2022年5月下旬～6月上旬	補助金利用申請				
2022年6月中旬	従業員への解雇通知および取引先への廃業通知を実施したところ、取引先よりスポンサー就任の打診あり。				
2022年7月	入札によりスポンサーが決定したことから従業員の解雇を取りやめ、スポンサー承継を決定。（廃業型から再生型に切り替え）				
2022年7月下旬	第三者支援専門家を選任				
2022年8月	事業再生計画の策定				
2022年10月	事業再生計画に対象債権者が合意				
2022年10月下旬	事業譲渡を実施。非保全弁済、保証人弁済実施。				
<b>第三者支援専門家等の選定</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家である弁護士と相談し、<b>事業再生の知見が豊富な県外の弁護士を第三者支援専門家として選任。</b></li> <li>外部専門家には、A地域銀行にて外部専門家の会計事務所を起用。</li> </ul>					

Case 2	第二会社方式による事業再生支援		再生型	債務減免あり	廃業型
			債務減免なし		
<b>再生計画の概要</b>					
計画概要：第二会社方式：債務者の事業をスポンサーが新たに設立した新会社に譲渡、その後旧会社は清算するスキーム					
金融支援額：スポンサーからの譲渡対価や不動産等の担保処分による弁済後の非保全金額405百万円について債権放棄を実施					
<b>経済合理性の判断</b>					
現時点で破産した場合の清算配当率0.66％と比較し、再生計画における非保全債権配当率は7.41％となり、経済合理性ありと判断。					
<b>案件におけるネック事項</b>					
潜在的な退職金債務が存在したが、手元現預金があるうちに意思決定ができたことで、 <b>従業員に対して全額支給を行うことができた。</b>					
<b>経営者責任</b>					
第二会社方式につき旧会社の取締役は退任。その後、スポンサー設立の新会社において、 <b>有期契約の顧問として就任。</b>					
<b>保証人の保証債務整理</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人2名の保証債務については、経営者保証ガイドラインにより主債務と一体整理。</li> <li>経済合理性31百万円の範囲内で、残存資産（インセンティブ資産及び自由財産）として<b>華美でない自宅20百万円と生活費10百万円（親族の療養費を含む）の計30百万円を残した。</b></li> </ul>					
					
<b>スキーム図</b>					
					
<b>再生支援による効果・成果</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員全員がスポンサー企業へ承継され、雇用の確保が実現した。</li> <li><b>資金繰りに余力がある状況で、早期に廃業の意思決定ができた</b>ことで、結果として取引先へのスポンサーへの承継が実現。金融機関として経済合理性を確保するとともに保証人にインセンティブ資産を残すことができた。</li> </ul>					
<b>ガイドライン活用のポイント</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサー決定から事業譲渡まで約3ヶ月と、<b>他の私的整理手続きと比較して短時間でクロージングできた。</b></li> <li>計画策定の段階で、事業再生支援の知見が深い<b>第三者支援専門家のアドバイスを受けることで、案件をスムーズに進めることができた。</b></li> <li>華美でない自宅及び親族の療養費含む生活費を保証人に残すことができ、<b>保証人の再スタートに向けた生活基盤を確保できた。</b></li> </ul>					